



ちばぎん



ちばぎんの

# 3大疾病 保障付 住宅ローン



**がん 急性心筋梗塞 脳卒中** により  
所定のお支払事由に該当されたら

住宅ローン  
残高が

**0円**

- 住宅ローン残高が0円となるには所定の条件<sup>(※)</sup>があります。
- 適用金利に年**0.3%**を上乗せしたご融資利率になります。
- 保険金が支払われる場合であっても利息の一部等をご負担いただく場合があります。

※①被保険者の方が、保険期間中に死亡または、所定の高度障害状態になられた場合。  
 ②保障開始日から90日を経過した日の翌日以降に生まれて初めて所定の「がん」に罹患したと医師により診断確定された場合。  
 ③「急性心筋梗塞」・「脳卒中」を発病し、その疾病により初めて診療を受けた日から60日以上所定の状態（詳しくは裏面をご覧ください）が継続したと医師により診断された場合、または「急性心筋梗塞」・「脳卒中」の治療のための手術を受けた場合。



ご注意ください

- 「がん」に罹患したことがある方はご加入いただけません。
- 告知の内容により、保険会社をご加入をお断りする場合があります。
- 被保険者一人あたりの限度額があるため、ご希望に添えない場合もございます。
- ご加入の際の保険金額が5,000万円を超える場合には、告知書に加え、保険会社所定の診断書をご提出いただきます（診断書取得にかかる費用は、お客さまのご負担となります）。
- 保障開始日からその日を含めて90日以内に「がん」と診断されても、保険金は支払われません。
- 「上皮内がん」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は、保険金の支払対象外となります。

- 保険金のお支払事由には上記注意書以外にも条件があります。ご加入にあたっては、「申込書兼告知書」に添付の「3大疾病保障特約付団体信用生命保険、重要事項に関するご説明」および「申込書兼告知書」裏面の「3大疾病保障特約付団体信用生命保険のご説明」で、詳細を必ずご確認ください。
- 地銀協3大疾病団信制度は一般社団法人全国地方銀行協会が生命保険会社（事務幹事会社：明治安田生命保険相互会社）と締結した3大疾病保障特約付団体信用生命保険契約に基づいて運営します。

くわしくは裏面をご覧ください。

# ちばぎんの「3大疾病団信」プラン

通常の団体信用生命保険に「がん」「急性心筋梗塞」「脳卒中」の保障特約を付帯するプランです。  
安心の保障内容で、住宅ローンのご返済をサポートします！

(注) すべての方がご加入いただけるわけではありません。

## 商品概要

付保対象商品	「ちばぎん保証(株)保証付住宅ローン」「無担保住宅ローン」「住まいのリフォームローン」など ※商品の詳しい内容は、店頭またはホームページの商品説明書をご覧ください。								
ご利用いただける方	新規にお借入される方で、お借入時の年齢が満18歳以上満51歳未満、かつ完済時の年齢が満76歳未満(無担保住宅ローンは満75歳未満、住まいのリフォームローンは満70歳未満)の方。								
ご融資利率	上記対象商品の適用金利 + 年0.3%								
付帯保険の概要	<ul style="list-style-type: none"><li>●この保険は、一般社団法人 全国地方銀行協会を保険契約者、その会員銀行(以下「銀行」といいます)を保険金受取人とし、銀行から融資を受けている賦払債務者を被保険者とする団体信用生命保険です。</li><li>●保険料は銀行が負担し、被保険者の方が保険期間中に保険会社から支払われる保険金は銀行が受け取り、ローン債務の返済に充当します。</li><li>●保障内容:被保険者が以下の保険金支払事由に該当された場合に、ローン残高の100%相当額が保険金として支払われます。</li></ul> <table><tr><td>死亡</td><td>死亡したとき</td></tr><tr><td>高度障害</td><td>保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態に該当されたとき</td></tr><tr><td rowspan="3">3大疾病</td><td>がん 保障開始日からその日を含めて90日経過後の保険期間中にがん(所定の悪性新生物)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき</td></tr><tr><td>急性心筋梗塞 次のいずれかの状態に該当されたとき ●保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ●保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として手術を受けたとき</td></tr><tr><td>脳卒中 次のいずれかの状態に該当されたとき ●保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ●保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として手術を受けたとき</td></tr></table> <p>※保険金が支払われないケースがございます。詳しくは「申込書兼告知書」をご参照ください。</p>	死亡	死亡したとき	高度障害	保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態に該当されたとき	3大疾病	がん 保障開始日からその日を含めて90日経過後の保険期間中にがん(所定の悪性新生物)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき	急性心筋梗塞 次のいずれかの状態に該当されたとき ●保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ●保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として手術を受けたとき	脳卒中 次のいずれかの状態に該当されたとき ●保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ●保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として手術を受けたとき
死亡	死亡したとき								
高度障害	保障開始日以後の傷害または疾病により、所定の高度障害状態に該当されたとき								
3大疾病	がん 保障開始日からその日を含めて90日経過後の保険期間中にがん(所定の悪性新生物)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき								
	急性心筋梗塞 次のいずれかの状態に該当されたとき ●保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞により初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき ●保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の急性心筋梗塞を発病し、その急性心筋梗塞の治療を直接の目的として手術を受けたとき								
	脳卒中 次のいずれかの状態に該当されたとき ●保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診療を受けた日から、その日を含めて60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき ●保障開始日以後の疾病を原因として、保険期間中に所定の脳卒中を発病し、その脳卒中の治療を直接の目的として手術を受けたとき								
保険金額	被保険者の方がお支払事由に該当したときの3大疾病保障付住宅ローンの未償還債務残高となります。								
保障開始日	保障開始日は、融資実行日(借り換え融資の場合は、借り換え日)または生命保険会社にご加入を承諾した日のいずれか遅い方の日となります。								
保険正式名称	3大疾病保障特約付団体信用生命保険								
その他留意点	保障内容の詳細等については、「申込書兼告知書」をご参照ください。								

※ローンのお申込にあたりましては、当社および保証会社の審査がございます。審査の結果によりましては、ご希望に添いかねる場合もございます。



ちばぎんホームページ  
www.chibabank.co.jp

ちばぎん

検索

